

「沿岸圏域観光パンフレット作成業務」

# 企画提案審査要領

令和5年5月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「沿岸圏域観光パンフレット作成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものです。

## 1 審査期間

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとします。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとします。

## 2 委員会の開催期日及び場所

委員会を開催する期日及び場所については、下記の予定であるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行うものとします。

- (1) 開催期日（予定）                      令和5年6月6日（火）
  - ※ 現在の予定であり、変更する場合は、参加届出者へ別途通知します。
  - ※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知します。
  - ※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり30分（事前準備5分、説明15分、質疑応答10分）とします。
- (2) 開催場所    釜石地区合同庁舎    4階第2会議室

## 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとします。
- (2) 参加者が4者を超える場合には、委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとします。なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行いません。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとします。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとします。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。

#### 4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は、次のとおりとします。

| 審査項目         | 審査観点  | 配点   |
|--------------|---|------|
| 1 基本的事項      |   | [10] |
| 目的の理解度及び合致度  | パンフレット等発行の目的を十分理解し、的確な編集方針であること               | 5    |
|              | 業務スケジュールが妥当であること                              | 5    |
| 2 企画提案内容     |   | [30] |
| 提案内容の精度      | 写真・図表等を有効に活用し、見やすいレイアウト・編集・デザインとなっていること       | 10   |
|              | 十分な部数が印刷できること                                 | 5    |
|              | 事業効果を高める独自の企画提案・工夫がされていること                    | 10   |
|              | 他と比較し、特に評価すべき点や、特に優れた内容が盛り込まれていること            | 5    |
| 3 業務履行能力関係   |   | [10] |
| 業務遂行能力及び見積内容 | 業務遂行能力を有し、提案内容を確実に履行できる業務実施体系が十分に構築可能と認められること | 5    |
|              | 業務内容及び業務量に応じた費用積算となっていること                     | 5    |
| 合 計          |   | 50   |

#### 5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知します。